

平成27年3月19日
統発0319第3号

各都道府県知事 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長

「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」の改正について

人口動態調査の実施については、日頃から特段の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

人口動態調査オンライン報告システム（以下「報告システム」という。）につきましては、システムの利用手続等について定めた「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」に基づき報告を行っていただいておりますが、この度、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）により求められた関係機関の経由の廃止等の手続の簡略化、報告システムに利用する端末の要件変更等を行うため、別添のとおり改正し、平成27年4月1日より本実施要領に基づき報告を行っていただきますよう、御了知の上、貴管内の指定都市、保健所及び市区町村に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

人口動態調査オンライン報告システム利用要領

この要領は、都道府県知事、指定都市市長、保健所長及び市区町村長（以下「利用機関の長」という。ただし、新設等により届出時に利用機関の長がいない場合は、代理となる現存する自治体の長をいう。）が厚生労働行政総合情報システム（以下「W I S H」という。）の個別システムである人口動態調査オンライン報告システム（以下「報告システム」という。）を利用して報告を行う場合に必要な事項を定めるものである。

I 利用手続

1 報告システム利用の届出及びID・パスワードの付与

- (1) 利用機関の長は、報告システムを新たに利用しようとする場合、厚生労働大臣に様式第1号により届出をすることとする。
- (2) 厚生労働大臣は、利用機関の長から様式第1号による届出を受けたときは、様式第2号により利用機関の長に報告システムのID及びパスワードを通知するとともに、「人口動態調査オンライン報告システムインストール手順書」（以下「インストール手順書」という。）等の関係書類及び3か月分のフロッピー・ディスク又はCD-RWのいずれかの電子媒体を送付する。
なお、ID及びパスワードは報告システムを利用する利用機関の長に対し、原則として1つ交付する。

2 報告システム利用の変更届出及び変更通知

- (1) 利用機関の長は、様式第1号によって届け出た事項のうち、「利用責任者」（異動による変更を除く）、「W I S Hへの接続方法」及び「オンライン又はFD等による報告を行う市区町村」並びに「人口動態調査オンライン報告システムを利用する機器」に変更が生じた場合、厚生労働大臣に様式第3号により届出をすることとする。
- (2) 厚生労働大臣は、利用機関の長から様式第3号により届出を受けたときは、様式第4号により利用機関の長に通知する。

3 報告システム利用の廃止届出及び廃止通知

- (1) 利用機関の長は、報告システムの利用を廃止する場合、厚生労働大臣に様式第5号により届出をすることとする。
- (2) 厚生労働大臣は、利用機関の長から様式第5号により届出を受けたときは、様式第6号により利用機関の長に通知する。

4 報告システムに係るW I S Hの手続

報告システムの利用の開始、届出事項の変更及び利用の廃止に当たってのW I S Hの利用申請及び利用解除に必要な手続は、「W I S H共用システム利用手続」（平成26年7月10日施行）（以下「W I S H利用手続」という。）の規定にかかわらず、I 1 (1)、I 2 (1)及びI 3 (1)の届出をもって足りるものとする。

また、W I S Hの利用承認並びにW I S H-ID及び初期パスワードの通知は、W I S H利用手続の規定にかかわらず、I 1 (2)の通知によって行う。

5 届出に関する事前調整

- (1) 市区町村長（指定都市市長を除く。以下同じ。）が届出を行う場合は、管轄保健所長及び都道府県知事（指定都市の区にあつては、市長を含む。）と導入に関するスケジュール等の事前調整を行うこと。
- (2) 保健所長が届出を行う場合は、都道府県知事（指定都市の保健所にあつては、市長を含む。）と導入に関するスケジュール等の事前調整を行うこと。

- (3) 指定都市市長が届出を行う場合は、都道府県知事と導入に関するスケジュール等の事前調整を行うこと。

6 通知に関する連絡機関

- (1) 厚生労働大臣は、I 5 (1)の届出に対する通知を市区町村長に行った際は、管轄保健所長及び都道府県知事（指定都市の区にあっては、市長を含む。）にその旨を連絡する。
- (2) 厚生労働大臣は、I 5 (2)の届出に対する通知を保健所長に行った際は、都道府県知事（指定都市の保健所にあっては、市長を含む。）にその旨を連絡する。
- (3) 厚生労働大臣は、I 5 (3)の届出に対する通知を指定都市市長に行った際は、都道府県知事にその旨を連絡する。

II 利用上の管理・運用

1 利用機関の長は、次のことを行う。

- (1) 報告システムを利用する者（以下「利用者」という。）を指定し、原則1名を利用責任者として指名する。
- (2) 利用者が報告システムの利用を適正に行うよう指導及び監督をする。

2 報告システムの利用責任者は、次のことを行う。

- (1) 報告システムを使用する1台のW I S H端末（パソコン）を指定する。
- (2) W I S H及び報告システムのパスワードは必ず利用当初に変更する。
- (3) W I S H及び報告システムのI D及びパスワードは、他に知られることのないよう厳重に管理する。
- (4) W I S H及び報告システムのパスワードは定期的（6か月以内）に変更する。
- (5) インストール手順書等の関係書類は、他に知られることのないよう適正に管理する。
- (6) 報告システムの利用に関し、厚生労働省との連絡調整を行う。
- (7) 報告システムに障害又はデータの滅失及びき損等の事故が発生した場合は、直ちにその旨を厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課長（以下「人口動態・保健社会統計課長」という。）に報告する。

（ 連絡先：大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課技術開発係
電話番号：03-5253-1111 内線 7467
03-3595-2812（ダイヤルイン） ）

3 利用者は、次のことを行う。

- (1) 報告システム及びインストール手順書等の関係書類の利用を適正に行う。
- (2) W I S H、報告システムのI D及びパスワードの入力等に際して、これらのI D及びパスワードが他に知られることのないようにする。
- (3) 利用にあってはW I S Hを経由して報告システムのトップページから機関別の該当するシステムを利用すること。
- (4) 市区町村が作成したフロッピー・ディスク、CD-RW、DVD-RW、MO及びUSBメモリ等（以下「FD等」という。）に記録された情報は個人の秘密に属する内容であるので、その取り扱いは厳重に行い、秘密の保護に万全を期するとともに、FD等の複製及び記録された情報の転写並びにFD等の破損、汚損及び紛失のないよう注意する。

Ⅲ 利用の要件

1 報告システムを利用して報告を行うに当たっては、報告の経路となる市区町村、保健所、指定都市及び都道府県において、それぞれ次の要件を満たし、各機関において報告システムを導入することが必要である。

(1) 市区町村

① 「人口動態調査事務システム標準仕様書【第二版】」に準拠した人口動態調査事務システムを導入していること。

② 報告システムに利用する端末が、下記2の要件を満たしていること。

(2) 保健所

① 管内に「人口動態調査事務システム標準仕様書【第二版】」に準拠した人口動態調査事務システムを導入している市区町村があること。

② 報告システムに利用する端末が、下記2の要件を満たしていること。

(3) 指定都市

① 管内に(2)の要件を満たしている保健所があること。

② 報告システムに利用する端末が、下記2の要件を満たしていること。

(4) 都道府県

① 都道府県内に(2)の要件を満たしている保健所又は(3)の要件を満たしている指定都市があること。

② 報告システムに利用する端末が、下記2の要件を満たしていること。

2 報告システムに利用する端末

報告システムに利用する端末は、次の要件を満たしていること。

要件については、動作確認がとれ次第更新するので、Ⅱ 2 (7)の連絡先に問い合わせること。

なお、要件は報告システムのサイト上にも掲載する。

(1) オペレーティングシステム Windows Vista又はWindows 7(32bit版)

(2) ブラウザ Internet Explorer 6.0 ~9.0

(3) コンピュータ本体 PentiumⅢ又は同等クラス以上

(4) メモリ 128MB 以上 ※Windows Vista及びWindows 7の場合は512MB~1GB以上

(5) ハードディスク 300MB 以上の空き容量が必要

(6) ディスプレイ 1024 ×768 以上の解像度

(7) F D等の入出力機能を有すること（市区町村、保健所のみ）

(8) プリンタが接続されていること

Ⅳ その他

1 報告システムの利用時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時から午後10時までとする。

2 1にかかわらず、次の場合は、機器等の運用の一部若しくは全部を停止又は利用を制限する。

(1) 報告システムに障害が発生した場合。

(2) データの滅失及びき損からの復旧を行う場合。

(3) その他人口動態・保健社会統計課長が報告システムの管理上の理由から必要と認める場合。

(4) W I S Hの運用において、機器等の運用の一部若しくは全部を停止又は利用を制限された場合。

人口動態調査オンライン報告システム利用届

発
年 月 日

厚生労働大臣 殿

利用機関の長 印

平成27年3月19日付け統発0319第3号の通知に基づき人口動態調査オンライン報告システムの利用について、次のとおり届け出ます。

届 出 区 分	新 規	
報 告 希 望 年 月	年 月 調 査 月 分 从 ち	
利 用 者 数 人	利 用 責 任 者	担 当 部 署 名 : 職 名 : 氏 名 : 電 話 番 号 :
WISHへの接続方法	1. 電話 (番号 - -) 2. LGWAN	
備 考		

オンライン又はFD等による報告を行う市区町村

【保健所長からの届出の際に必ず記入すること】

市区町村 符号	市区町村名	オンライン・FD等 の別	市区町村 符号	市区町村名	オンライン・FD等 の別
		オンライン・FD等			オンライン・FD等
		オンライン・FD等			オンライン・FD等
		オンライン・FD等			オンライン・FD等
		オンライン・FD等			オンライン・FD等
		オンライン・FD等			オンライン・FD等

- 「利用者数」欄には報告システムを利用する職員数を記入すること。
- 「利用責任者」欄には人口動態調査の事務を担当している責任者（係長等）を記入すること。
- 「WISHへの接続方法」欄は、接続方法が電話回線の場合は「1. 電話」を○で囲み、WISHに接続している電話番号を記入すること。LGWANからの接続の場合は「2. LGWAN」を○で囲むこと。
- 「オンライン又はFD等による報告を行う市区町村」欄が不足した際には、新しい本様式に記入し、添付すること。
- 報告システムを利用する機器を別添「人口動態調査オンライン報告システムを利用する機器」に記入し、添付すること。

人口動態調査オンライン報告システムを利用する機器

	報告システムに利用する端末（パソコン）の仕様
オペレーティングシステム	
ブラウザ	
コンピュータ本体	
メモリ	
ハードディスク	
ディスプレイ	

※システムに利用する端末の要件については、「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」のⅢ 2を参照すること。

人口動態調査オンライン報告システム利用通知書

発年 月 日
号

利用機関の長 殿

厚生労働大臣 印

平成27年3月19日付け統発0319第3号の通知に基づき平成 年 月 日付けの届出について、次のとおり通知します。

届 出 区 分	新 規
報 告 開 始 年 月	年 月 調査月分から
利 用 責 任 者	担当部署名： 氏 名：
W I S H - I D / 初期パスワード	/
人口動態調査オンライン報告システム I D / 初期パスワード	/
備 考	

オンライン又はFD等による報告を行う市区町村

市区町村 符号	市区町村名	オンライン・FD等 の別	市区町村 符号	市区町村名	オンライン・FD等 の別

- ※ 「WISH-ID」欄及び「人口動態調査オンライン報告システムID」欄のIDを用いて報告システムを利用すること。
また、いずれのパスワードも利用当初に必ず変更を行うこと。

人口動態調査オンライン報告システム利用変更届

発年 月 日

厚生労働大臣 殿

利用機関の長

平成27年3月19日付け統発0319第3号の通知に基づき人口動態調査オンライン報告システムの利用の変更について、次のとおり届け出ます。

届出区分		変更
変更予定年月		年 月調査月分から
変更理由		
記入変更する場合 ごとに	利用責任者	担当部署名： 職 名： 氏 名： 電話番号：
	WISHへの接続方法	1. 電話（番号 — — ） 2. LGWAN
備考		

オンライン又はFD等による報告を行う市区町村
【保健所長からの届出の際に記入すること】

市区町村符号	市区町村名	区分
		オンライン・FD等・廃止
		オンライン・FD等・廃止
		オンライン・FD等・廃止
		オンライン・FD等・廃止

- 変更する項目に対し、変更後の内容を記入すること。
- 「オンライン又はFD等による報告を行う市区町村」欄には、次の事項に該当する市区町村を記入すること。なお、欄が不足した際には、新しい本様式に記入し、添付すること。
 - 新たにオンライン又はFD等による報告を行う市区町村は「区分」欄の「オンライン」又は「FD等」を○で囲むこと。
 - FD等からオンラインによる報告に変更する市区町村は「区分」欄の「オンライン」を○で囲むこと。
 - オンライン又はFD等による報告を行う市区町村が統合等により廃止となる場合は「区分」欄の「廃止」を○で囲むこと。
- LGWANからの接続に変更する場合には「WISHへの接続方法」欄の「2. LGWAN」を○で囲むこと。
- 利用する機器を変更する場合には「様式第1号」の「別添」に記入し、添付すること。

人口動態調査オンライン報告システム利用変更通知書

発
年 月 日

利用機関の長 殿

厚生労働大臣 印

平成27年3月19日付け統発0319第3号の通知に基づき平成 年 月 日付けの届出
について、次のとおり通知します。

届出区分	変更
変更年月	年 月調査月分から
変更理由	
利用責任者	担当部署名： 氏 名：
備 考	

オンライン又はFD等による報告を行う市区町村

市区町村符号	市区町村名	区分

※FD等を利用する場合にあっては、FD等の作成漏れ、読み込み忘れがないよう十分注意すること。

人口動態調査オンライン報告システム利用廃止届

発
年 月 日

厚生労働大臣 殿

利用機関の長 印

平成27年3月19日付け統発0319第3号の通知に基づき平成 年 月 日付けで通知のあった人口動態調査オンライン報告システムの利用の廃止をいたしますので届け出ます。

廃止予定年月	年 月調査月分から
廃止理由	
WISH-ID	
人口動態調査オンライン報告システムID	
備 考	

オンライン又はFD等による報告を行っていた市区町村

【保健所長からの届出の際に必ず記入すること】

市区町村 符号	市区町村名	オンライン・FD等 の別	市区町村 符号	市区町村名	オンライン・FD等 の別
		オンライン・FD等			オンライン・FD等
		オンライン・FD等			オンライン・FD等
		オンライン・FD等			オンライン・FD等
		オンライン・FD等			オンライン・FD等
		オンライン・FD等			オンライン・FD等

※ 記入欄が不足した際には、新しい本様式に記入し、添付すること。

様式第 6 号

人口動態調査オンライン報告システム利用廃止通知書

発
年 月 日
号

利用機関の長 殿

厚生労働大臣 印

平成27年 3 月 19 日付け統発0319第 3 号の通知に基づき平成 年 月 日付けの届出
について次のとおり通知します。

廃 止 年 月	年 月調査月分から
W I S H - I D	
人口動態調査オンライン報告 システム I D	
備 考	

平成27年3月19日
統人発0319第1号

各都道府県・指定都市
保健統計主管部（局）長 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部
人口動態・保健社会統計課長

人口動態調査事務システムの導入等に関する届出について

人口動態調査につきましては、平素から格別のご配意を賜り有り難うございます。

さて、人口動態調査事務システムの導入等については「人口動態調査事務システムの導入等に関する申請について」（平成24年7月17日統人発0717第1号厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課長通知）により通知し、人口動態調査票を電子データで報告する際の仕様については「人口動態調査事務システム標準仕様書【第二版】」に準拠いただいているところですが、この度、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）により求められた、提出書類の簡略化や関係機関の経由の廃止等の手続の簡略化を行うため、平成27年4月1日以降の届出については、下記のとおりと致しますので、貴管下市区町村への周知方よろしくお取り計らい願います。

記

1. 新たに人口動態調査事務システムを導入する場合又はシステムの変更をする場合は様式1により届出を行うこと。
2. プリント及びフォントの変更をする場合は様式2により届出を行うこと。
3. 1及び2の届出に当たっては、調査票の報告経路において事務的齟齬のないよう、市区町村長は管轄保健所長及び都道府県保健統計主管部（局）長と導入に関するスケジュール等の事前調整を行うこと。
厚生労働省において届出を受け、その内容を確認後、当該都道府県保健統計主管部（局）長及び市区町村長に通知することとする。
なお、指定都市の行政区については、管轄保健所長及び指定都市保健統計主管部（局）長と導入に関するスケジュール等の事前調整を行うこと。
厚生労働省において届出を受け、その内容を確認後、当該指定都市保健統計主管部（局）長及び行政区長あてに通知することとする。
4. 平成27年4月1日以降の届出については本通知に基づくものとする。なお、平成24年7月17日統人発0717第1号厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課長通知は平成27年3月31日をもって廃止する。

以上

(様式1)

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省大臣官房統計情報部
人口動態・保健社会統計課長 宛

都道府県市区町村長

人口動態調査事務システムの導入等について（届出）

平成27年3月19日統人発0319第1号の通知に基づき人口動態調査事務システムの導入について届け出ます。

申請の種別 (いずれかに○)	1. 新規 2. 「標準仕様書【第二版】」(注1)への変更 3. メーカー及びシステム変更
メーカー・システム名	(メーカー名) (システム名)
プリンタメーカー名 (型番号)	()
フォント名 (漢字フィールドポイント)	()ポイント
出力ファイル文字コード [*] (S-JIS 又は UNICODE)	
出力ファイル外字コード [*] 桁数 (2桁 又は 4桁)	
担当係名	(担当係名) (電話番号)
備考	

(注1) 「標準仕様書【第二版】」は、「人口動態調査事務システム標準仕様書【第二版】」を指す。

※添付する書類等

1. 別添に基づいてプリンタ出力した、死亡票・死産票各10枚、出生票・婚姻票・離婚票各5枚。
2. 1と同じ内容の調査票データが出力されたFD等の電子媒体1枚。
3. 2に含まれている外字に該当する外字出現情報一覧表。

なお、システムの要求仕様書、「標準仕様書【第二版】」のチェック仕様及び出力ファイル仕様に相当する書類については、届出の際に添付する必要はないが、厚生労働省から要求があった場合に提出できるよう保管しておくこと。

プリンター等出力要領

1. 出生票・死亡票・死産票・婚姻票・離婚票の出力について

(1) 調査票毎に内容が異なること。

(2) 全ての調査票のうち、任意の調査票3枚分の氏名欄には、貴市区町村で使用している外字（J I S第2水準までの文字は除く。）を使用すること。

2. 死亡票出力時の注意

死亡票の「(14) 死亡の原因欄」には、以下の漢字をすべて使用した調査票を必ず1枚作成すること。

肺	肝	臍	脳	脱	胞	胎
胸	腹	脾	腰	腺	隆	瘤
癌	痛	症	疹	疾	瘍	痺
病	胃	腎	骨	炎	尖	先
頭	頸					

3. 死産票出力時の注意

死産票の「(15) 自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由欄」には、以下の漢字をすべて使用した調査票を必ず1枚作成すること。

腎	子	盂	狭	臍	宮	捻
転	帯	炎	窄	頸	管	無
症	力					

(様式2)

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省大臣官房統計情報部
人口動態・保健社会統計課長 宛

都道府県市区町村長

人口動態調査事務システムで使用するプリンタ及びフォントの変更について（届出）

平成27年3月19日統人発0319第1号の通知に基づきプリンタ及びフォントの変更について届け出ます。

	変更前	変更後
プリンタメーカー名 (型番号)	()	()
フォント名 (漢字フィールドポイント)	()ポイント	()ポイント
備 考		

※添付する書類等

1. 別添に基づいてプリンタ出力した、死亡票・死産票各10枚、出生票・婚姻票・離婚票各5枚。

平成 27 年 3 月 19 日
統人発 0319 第 2 号

各都道府県・指定都市
保健統計主管部（局）長 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部
人口動態・保健社会統計課長

人口動態調査票への O A 機器等のプリンタによる
印字に関する届出について（通知）

標記については、平成 24 年 7 月 17 日付け統人発 0717 第 2 号により取り扱ってきたところであるが、この度、「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 1 月 30 日閣議決定）により求められた、関係機関の経由の廃止等の手続の簡略化を行うため、平成 27 年 4 月 1 日以降の届出については、下記のとおりとするので、貴管下市区町村長あて周知願いたい。

なお、平成 27 年 3 月 31 日をもって、平成 24 年 7 月 17 日付け統人発 0717 第 2 号は廃止する。

記

- 1 届出に当たっては、別紙様式により行うこと。
- 2 字体、濃度の検証のため、別添「プリンター等出力要領」に基づいてプリンタ出力した人口動態調査死亡票・死産票各 10 枚、出生票・婚姻票・離婚票各 5 枚を厚生労働省に送付すること。
- 3 調査票出力に使用するプリンタは以下の要件を満たしていること。
 - (1) 印字方式 : 乾式電子写真方式ページプリンタ（レーザープリンタ）
 - (2) 文字サイズ
 - ① ANK フィールド : 調査票数字記入例のサイズ
 - ② 漢字フィールド : 16～18 ポイント
 - (3) 字体
 - ① ANK フィールド : 調査票数字記入例の字体
 - ② 漢字フィールド : 明朝体
 - (4) フォントタイプ : アウトラインフォント
- 4 1 の届出に当たっては、調査票の報告経路において事務的齟齬のないよう、市区町村長は管轄保健所及び都道府県保健統計主管部（局）長と導入に関するスケジュール等の事前調整を行うこと。

厚生労働省において届出を受け、その内容を確認後、当該都道府県保健統計主管部（局）長及び市区町村長に通知することとする。

なお、指定都市の行政区については、管轄保健所長及び指定都市保健統計主管部（局）長と導入に関するスケジュール等の事前調整を行うこと。

厚生労働省において届出を受け、その内容を確認後、当該指定都市保健統計主管部（局）長及び行政区長あてに通知することとする。

(別紙様式)

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省大臣官房統計情報部
人口動態・保健社会統計課長 殿

都道府県市区町村長

人口動態調査票へのOA機器等のプリンタによる印字について（届出）

平成 27 年 3 月 19 日付け統人発 0319 第 2 号の通知に基づき、人口動態調査票へのOA機器等のプリンタによる印字について届け出ます。

システム・メーカー名	
システム名	
プリンタメーカー名 (型 番 号)	()
漢字フィールドポイント	ポイント
プリントアウトの範囲	
担当者	氏 名 職 名 電話番号
備考欄	

プリンター等出力要領

1. 出生票・死亡票・死産票・婚姻票・離婚票の出力について
 - (1) 調査票毎に内容が異なること。
 - (2) 全ての調査票のうち、任意の調査票3枚分の氏名欄には、貴市区町村で使用している外字（J I S第2水準までの文字は除く。）を使用すること。
2. 死亡票出力時の注意
死亡票の「(14) 死亡の原因欄」には、以下の漢字をすべて使用した調査票を必ず1枚作成すること。

肺	肝	脾	脳	脱	胞	胎
胸	腹	脾	腰	腺	腔	瘤
癌	痛	症	疹	疾	瘍	痺
病	胃	腎	骨	炎	尖	先
頭	頸					

3. 死産票出力時の注意
死産票の「(15) 自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由欄」には、以下の漢字をすべて使用した調査票を必ず1枚作成すること。

腎	子	盂	狭	臍	宮	捻
転	帯	炎	窄	頸	管	無
症	力					